

避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げ確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金4204万7600円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、別紙記載の損害項目（エンジン式ジェット洗浄機購入費、及び除染にかかる燃料購入費）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が別紙記載の損害項目（エンジン式ジェット洗浄機購入費、及び除染にかかる燃料購入費）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月26日

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）

別紙

損害項目	対象期間	金額
逸失利益	平成23年4月1日から平成24年3月31日	41,680,000
ガイガーカウンター購入費	平成23年8月31日	180,600
エンジン式ジェット洗浄機購入費	平成23年10月7日	150,000
除染にかかる燃料購入費	平成23年6月6日から平成24年3月6日	37,000
合計		42,047,600